



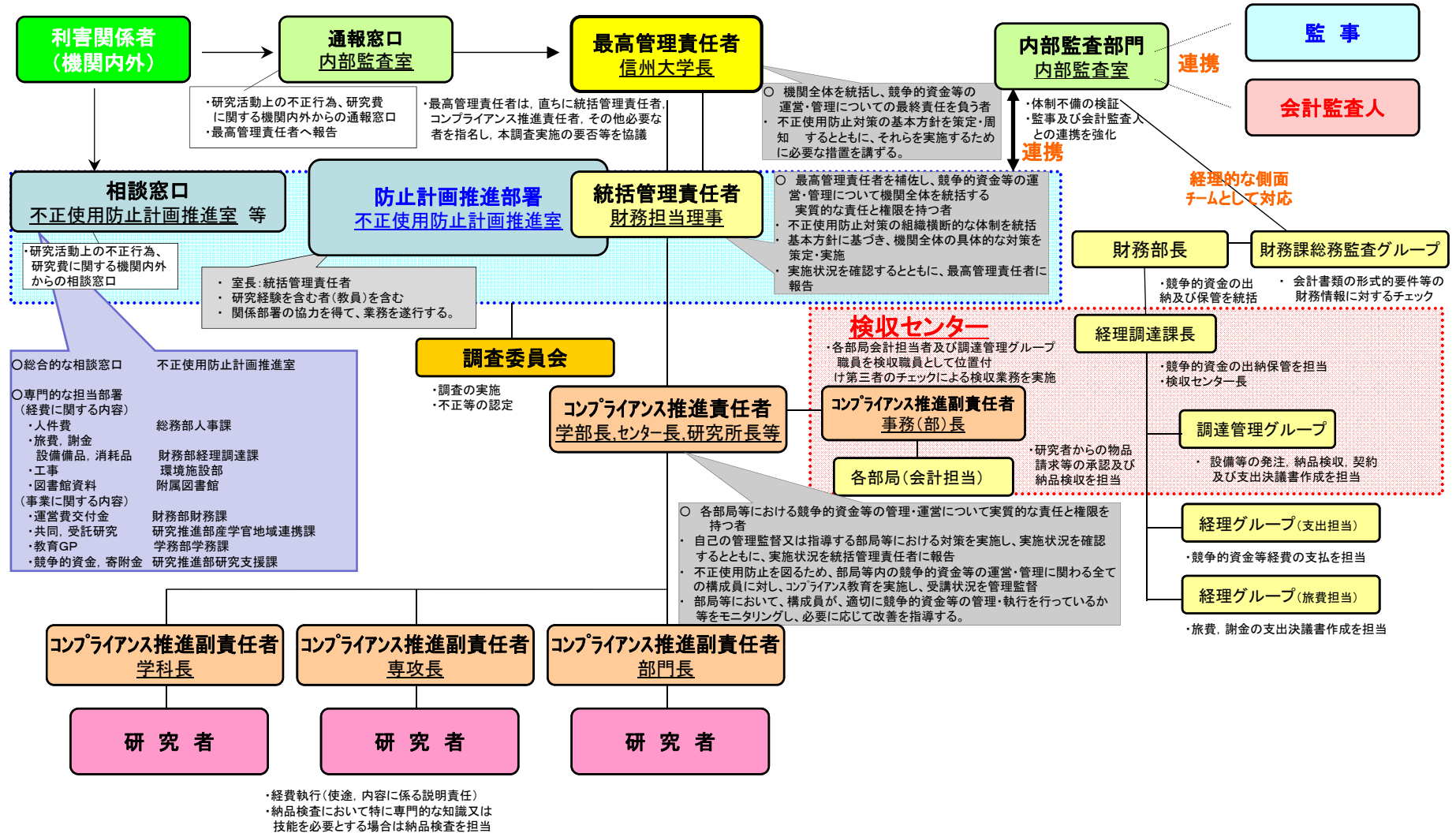
研究機関における公的研究費の管理・監査 のガイドライン（実施基準）について

平成26年12月
国立大学法人信州大学



第1節 大学内の責任体系の明確化

① 信州大学の運営・管理のイメージ





第1節 大学内の責任体系の明確化

② 最高管理責任者 等

■ 最高管理責任者(最終責任者)＝学長

1. 不正使用防止対策の基本方針を策定+周知→厳格化せず、実態を踏まえた多面的な見直し
2. 必要な措置を講じる→予算措置、人員配置、組織整備

■ 統括管理責任者(最高管理責任者を補佐, 統括責任+権限)＝財務担当理事

1. 基本方針に基づく機関全体の具体的な対策を策定+実施
2. 実施状況を確認し, 最高管理責任者に報告

■ コンプライアンス推進責任者(部局での実質的な責任者)＝部局長

- 統括管理責任者の指示の下
1. 対策を実施+実施状況を確認→実施状況を統括管理責任者に報告
 2. コンプライアンス教育を実施+受講状況を管理監督
 3. 職員等の研究費の管理及び執行状況をモニタリング→必要に応じて改善を指導

■ コンプライアンス推進副責任者＝学科長、専攻長、事務(部)長 等

1. 事務部門に副責任者を任命→コンプライアンス推進責任者に情報が集積される体制確保
2. 実効的な管理監督を確保→学科、専攻等の単位で副責任者を任命
3. 責任の所在を曖昧にしない→各責任者の役割(責務)を明確化+内規等で規定



第1節 大学内の責任体系の明確化

③ 信州大学各責任者一覧

最高管理責任者	学長	
総括管理責任者	財務担当理事	
コンプライアンス推進責任者		
人文学部長	先鋭領域融合研究群カーボン科学研究所長	学生相談センター長
教育学部長	先鋭領域融合研究群環境・エネルギー材料科学研究所長	キャリアサポートセンター長
経済学部長	先鋭領域融合研究群国際ファイバー工学研究所長	教員免許更新支援センター長
理学部長	先鋭領域融合研究群山岳科学研究所長	ヒト環境科学研究支援センター長
医学部長	先鋭領域融合研究群バイオメディカル研究所長	地域戦略センター長
工学部長	附属図書館長	地域共同研究センター長
農学部長	医学部附属病院長	サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー長
繊維学部長	総合健康安全センター長	信州地域技術メディカル展開センター長
全学教育機構長	総合情報センター長	イノベーション研究・支援センター長
人文科学研究科長	学術研究推進機構輸出監理室長	国際科学イノベーションセンター長
教育学研究科長	産学官・社会連携推進機構リサーチ・アドミニストレーションセンター長	エキゾチック・ナノカーボンの創成と応用プロジェクト拠点長
経済・社会政策科学研究科長	アドミッションセンター長	世界の豊かな生活環境と地球規模の持続可能性に貢献するアクア・イノベーション拠点(アクア・イノベーション拠点(COI))長
理工学系研究科長(工学系研究科長)	高等教育研究センター長	
農学研究科長	e-Learningセンター長	
医学系研究科長	環境マインド推進センター長	内部部局(内部監査室長, 経営企画部長, 総務部長, 財務部長, 学務部長, 研究推進部長及び環境施設部長)
総合工学系研究科長	国際交流センター長	
法曹法務研究科長	学生総合支援センター長	

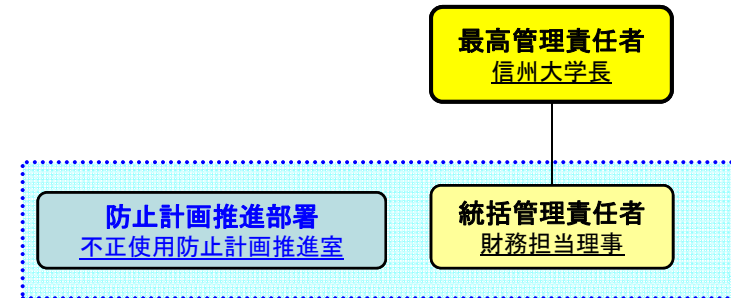


第1節 大学内の責任体系の明確化

④ 不正使用防止計画推進室

■ 不正使用防止計画推進室

1. 不正使用防止計画の推進を全学的視点から担当＝総括
2. 統括管理責任者が室長
3. 総括管理責任者を補佐し、機関全体を取りまとめる。
4. 研究経験者を含む→**研究経験者若干名**
5. 内部監査室とは別に設置+内部監査室と密接な連絡を取りつつも、チェックされる関係
6. 部局との協力関係の構築が重要



【業務】

- ① 基本方針の策定に関すること。
- ② 不正発生要因の把握及び不正使用防止計画の策定に関すること。
- ③ 不正使用防止計画の推進に関すること。
- ④ 不正使用防止計画に係る運用ガイドラインの策定に関すること。
- ⑤ 不正使用防止計画の実施に係るモニタリングに関すること。
- ⑥ コンプライアンス教育の実施に関すること。
- ⑦ 相談窓口寄せられた情報の管理及び分析に関すること。
- ⑧ 通報窓口等に寄せられた情報への対応に関すること。
- ⑨ 事前調査及び本調査の実施に関すること。
- ⑩ その他研究活動上の不正行為の防止に関すること。

不正使用防止計画等の不正使用防止対策の 推進を実質的に担う組織



第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境整備

① 適正な運営・管理

■ ルールの明確化・統一化

1. ルールの明確化
2. ルールと運用の実態との乖離、適切なチェック体制の保持等の観点からの点検
3. 機関としてのルールの統一化
例外処理は原則禁止→ 研究分野の特性による類型化は可能
7. ルール解釈の部局間での統一的運用
8. ルール全体の体系化等、解かりやすい形での周知（RA,学生等への周知徹底）

本学の対応（主なもの）

- ・ **検収センター**：納品の際は、検収センターの検収を受けること
- ・ **機関経理**：寄附金を含む全ての教員研究経費を大学として管理
- ・ **教員発注制度**：教員による発注を認める。

■ 職務権限の明確化

1. 事務処理に関する職員等の権限と責任の明確化
2. 業務分担の実態と分掌規程の乖離が生じないよう適切な分掌内容を規定
3. 職務権限に応じた明確な決裁手続き

本学の対応（主なもの）

- ・ **検収センター**：物品納品時の検収権限は、検収センター
- ・ **教員発注制度**：発注権限を50万円未満に限定



第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境整備

② コンプライアンス教育

■ コンプライアンス教育の実施

【内容】

1. 研究費の使用ルールと研究費の使用に係る責任の所在
 2. 不正使用防止対策の理解や意識を高める
 3. 研究分野の特性に応じた内容
 4. 本学の不正対策に関する方針及びルール
 5. 手続、通報制度、遵守事項
 6. 不正発覚
→懲戒処分、弁償責任、配分機関への申請等資格制限、研究費の返還
※ 具体的な事例を盛り込んで説明
- 受講者の受講状況及び理解度について把握する。

CITI Japan は研究倫理教育が目的、公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に対応したコンプライアンス教育が必要

■ 誓約書の提出

【内容】

1. 法令、学内規則を遵守し、研究費を適正に使用・管理すること。
2. 研究費の不正使用を行わないこと。
3. コンプライアンス推進責任者の指示に従うこと。
4. 調査への協力要請があった場合は、これに全面的に協力すること。
5. 研究費の不正使用に対する、配分機関及び本学の処分を受けること。
6. 研究費の不正使用に対する損害賠償請求に応じること。

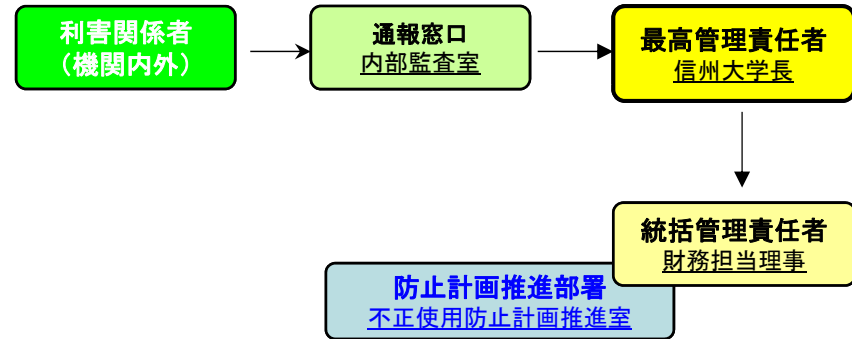


第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境整備

③ 通報窓口及び相談窓口

■ 通報窓口

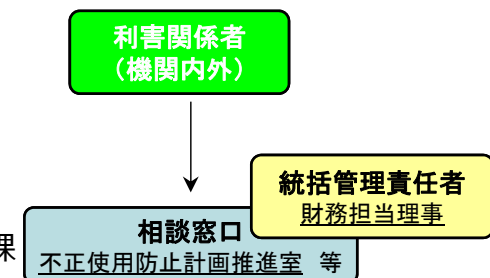
1. 研究費の不正使用に関する通報及び情報提供を受け付ける。
2. 迅速かつ確実に最高管理責任者に報告
3. 最高管理責任者は、受付日から30日以内に、内容の合理性を確認し調査の要否を判断+配分機関に報告
4. 通報窓口の名称，場所，連絡先，通報方法その他必要な事項を公開



■ 相談窓口

研究費の運営及び管理に関する学内外からの相談を受け付ける。

1. 総合的な相談は、不正使用防止計画推進室
2. 人件費に関する相談は、総務部人事課
3. 旅費，謝金，設備備品及び消耗品に関する相談は、財務部経理調達課
4. 工事に関する相談は、環境施設部環境企画課
5. 図書館資料に関する相談は、附属図書館
6. 運営費交付金に関する相談は、財務部財務課
7. 共同研究及び受託研究等に関する相談は、研究推進部産学官地域連携課
8. 教育に関する相談は、学務部学務課
9. 競争的資金及び寄附金に関する相談は、研究推進部研究支援課





第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境整備

④ 調査委員会等

■ 調査委員会 当該機関に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含む

調査対象：通報された事案に係る研究費+本調査に関連した被通報者の他の研究費

■ 最終報告書の提出 →受け付けた日から起算して210日以内

最終報告書（本調査等が継続中の場合は、中間報告書）を配分機関に提出する。

※ 最終報告書に記載する事項

- 調査結果
- 不正発生要因
- 不正に関与した者が関わる当該研究費以外の研究費の管理及び監査体制の状況
- 再発防止計画 等

■ 調査結果の公表

公表内容：氏名，所属，研究費の不正使用の内容，本学の行った措置，調査委員会委員の氏名，調査方法，調査手順等

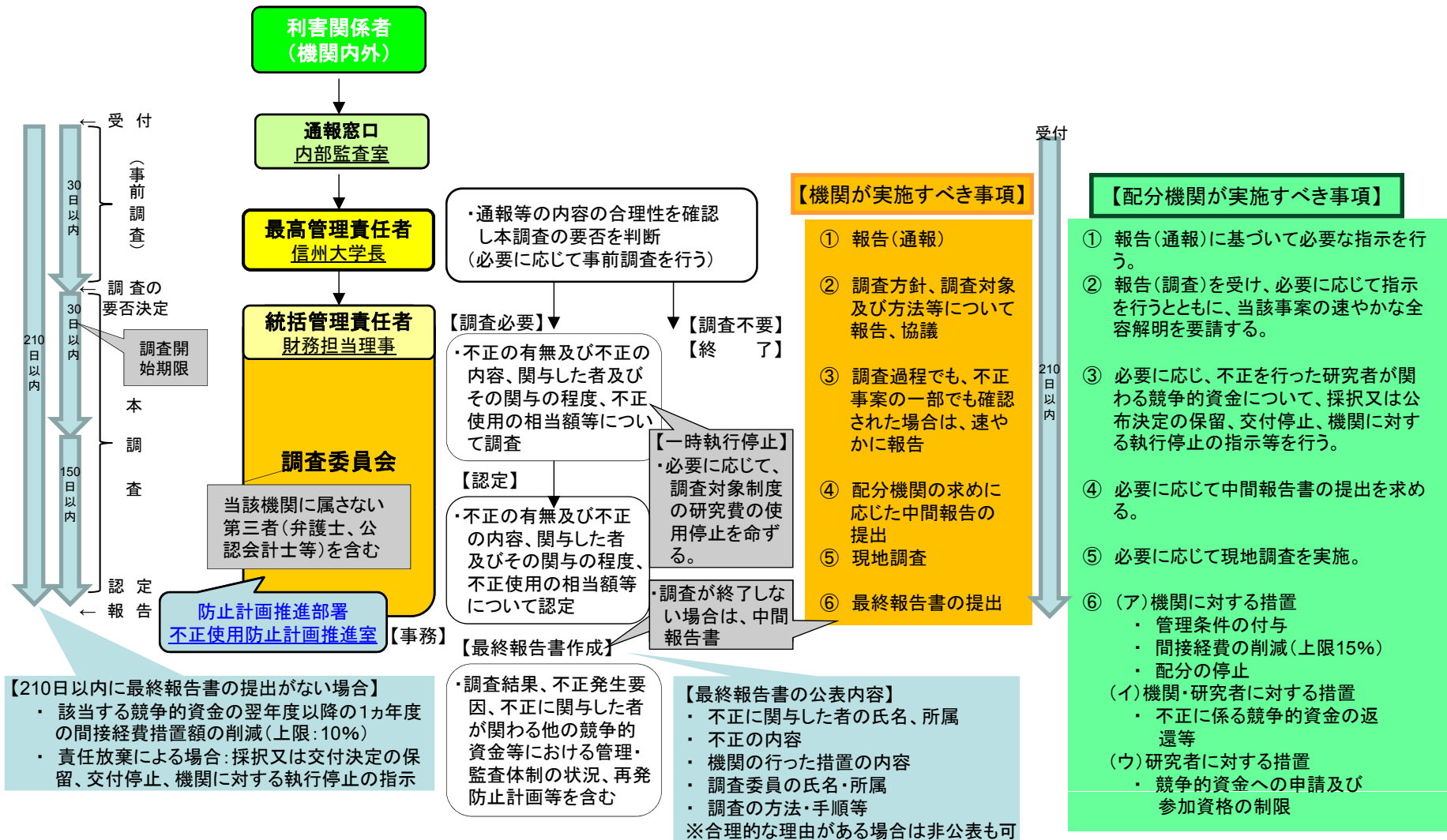
■ 処分

1. 不正使用及び不正行為があったと認められた者は、以下の規則等により処分を実施
 1. 国立大学法人信州大学職員就業規則
 2. 国立大学法人信州大学非常勤職員就業規則
2. 各責任者※において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正を招いた場合には、上記に準じて取り扱う。



第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境整備

⑤ 信州大学の通報等の対応体制





第3節 不正を発生させる要因の把握と

第4節 研究費の適正な運営及び管理活動

■ 不正を発生させる要因の把握

1. 大学全体の状況を体系的に整理し評価する。
2. 不正が発生する危険性がどこにでも存在→組織全体の幅広い関係者の協力を求める。

【留意事項】

- (ア) ルールと実態の乖離（発注権限のない職員等が発注、例外処理の常態化 等）
- (イ) 決裁手続きが複雑で、責任の所在が不明確 →例外規定が常態化していないか。
- (ウ) 予算執行が特定の時期に集中（期末等）→研究計画の遂行に問題はないか。
- (エ) 業者に対する未払い。
- (オ) 競争資金が集中している部局及び研究室
- (カ) 取引記録や各種情報（業者選定記録等）の管理が不十分
- (キ) 同一業者、同一品目の多頻度発注
特定の研究室でのみ取引のある業者、発注業者の偏り。→業者に誓約書の提出を求める。
- (ク) 特殊な役務契約に対する検収が不十分 →特殊な役務（データベース、プログラム、デジタルコンテンツ等）
に関する検収方法の担保
- (ケ) 検収及びモニタリング等の形骸化
- (コ) 納品物品の持ち帰り、納品物品の反復使用 →検収業務は、事務部門が実施。
- (サ) 非常勤雇用職員の勤務状況確認等の雇用管理が研究室任せ。→非常勤職員の雇用管理は事務部門が担当する。
- (シ) 出張の事実確認が不十分 →職員等の出張計画の実行状況を事務部門で把握及び確認できる体制とする。
- (ス) 個人への依存度が高い 宿泊先（名称、電話番号、住所等）の報告を求める。
- (セ) 換金性の高い物品の管理が不十分 →換金性の高い物品（10万円未満のパソコン、デジカメ 等）の管理徹底

■ 不正使用防止計画の策定

1. 把握された要因に対応する具体的な不正使用防止計画を策定する。
2. 優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとする。
3. モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直す。
4. 経理的な側面のみならず、ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性の側面をも考慮する。



第5節 情報発信・共有化の推進

第6節 モニタリングの在り方

■ 情報発信

不正使用防止に関する規程等をホームページ等に公表する。

■ 相談内容の学内共有

1. 相談内容については、事例を整理・分析し、コンプライアンス教育において周知する等により学内で共有する。
2. 分析結果は、必要に応じて、モニタリング結果等とともに最高管理責任者に報告し、基本方針及び内部規程等の見直しに活用する。

■ 内部監査体制

内部監査室及び内部会計監査規程に基づく監査員が担当。

【体制】

1. 経理的な側面に対する内部監査は、財務部と連携
 2. ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性の側面に対する内部監査は、不正使用防止計画推進室と連携
- ※ 監事及び外部機関による監査を妨げるものではない。

■ 内部監査の実施

国立大学法人信州大学内部監査室内部監査規程及び内部会計監査規程に基づき実施

【内容】

1. 会計書類の形式的要件等の財務情報に対する監査
2. 研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止等の体制整備等について改善を重視した監査
3. 防止計画推進室等との連携により、不正発生要因を把握し、それに応じた効果的かつ実効性のある監査
4. 監事及び会計監査人との連携を強化した監査



その他 各種資料

- 各種資料(文部科学省ホームページに掲載されている関係資料)
 1. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)
(平成26年2月18日改正)
http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343831.htm
 2. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に係るコンプライアンス教育用コンテンツ
http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1350200.htm
 - 管理者向け
 - ・ 動画：<https://www.youtube.com/watch?v=JA0nyc9tvmU&list=PLGpGsGZ3lmbBG5YBlv3MsFkz-HVZ-YNXh&index=1>
 - ・ PDF：http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/08/05/1350202_1.pdf
 - 研究者向け
 - ・ 動画：<https://www.youtube.com/watch?v=QAKDSc8rV6s&list=PLGpGsGZ3lmbBG5YBlv3MsFkz-HVZ-YNXh&index=2>
 - ・ PDF：http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/08/05/1350202_2.pdf
 3. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)における間接経費措置額の削減について
http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1350398.htm